

準備はお済みですか？

平成29年度 町・県民税の申告には、本人確認とマイナンバー（個人番号）の記載・提示が必要になります！

申告書に記載されたマイナンバー（個人番号）が正しい番号であることの確認（番号確認）と、申告書を提出する者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）が必要とされています。

申告の際は、下記の1～3いずれかの書類をご持参ください。よろしくをお願いします。

	番号確認書類	身元確認書類
1	マイナンバーカード（個人番号カード）	
2	通知カード	
3	マイナンバーが記載された住民票（写）	運転免許証、住基カード、障害者手帳等

税務署からのお知らせ

「確定申告会場」について

「浦添市産業振興センター・結の街」浦添市勢理客4-13-1（国立劇場おきな向かい）に確定申告会場を設置します。

●**設置期間／平成29年2月16日（水）～3月15日（水）※日曜日対応を実施する日[平成29年2月19日（日）及び2月26日（日）]**

※那覇税務署・北那覇税務署には、「確定申告会場」は設置していませんのでご注意ください。

お問い合わせ 那覇税務署 個人課税第1部門 ☎867-3101（代表）

給与支払報告書の提出について

☆**提出期限 平成29年1月31日（火）※厳守**☆

平成28年中に給与等の支払を行った各事業主（個人及び法人）は、※**給与支払報告書**を上記提出期限までに提出してください。

提出の際は、収入金額、控除金額の記入誤りや、摘要欄への前職分の支払金額等の記入漏れがないようご注意ください。（※地方税法第317条の6に基づき報告義務があります）

・提出場所 役場税務課（2階）

・提出書類 給与支払報告書（総括表、個人別明細書）

早めの提出にご協力よろしくお願いします。

お問い合わせ 税務課 ☎889-4413

償却資産申告書の提出期限は1月31日（火）です。

◆『償却資産』とは、土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産です。

平成29年1月1日現在、南風原町内で事業を営み、償却資産を所有されている法人または個人が対象です。（町内に事業用として貸付している資産をお持ちの法人、個人も対象）

◆**償却資産の一例**◆

構築物	舗装路面、庭園、門、広告設備、建物附属設備など。
機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械など。
船 舶	ボート、漁船など。
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど。
車両及び運搬具	貨車、客車、大型特殊自動車など。
工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板、医療器具、レジスターなど。

※次の資産なども申告が必要です。

- 遊休、未稼働のものであっても平成29年1月1日現在、使用できる状況のもの。
- 福利厚生のに供するもの。

☆申告の手引き、申告用紙は税務課に用意しています。郵送のご希望がある場合はご連絡ください。

☆詳しくは税務課償却資産担当までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ 税務課 資産税班 ☎889-4413

“遺言を大いに活用する”

先祖の位牌（トートーメー）を継ぐ人は必ずしも相続人とは限らない。

位牌と財産をセットで相続人以外の者に継がす場合、税金対策が必要！

（相談は無料・予約必要）

税理士 八幡 繁信 （旧姓八幡）

税理士 浦本 智香子

那覇市寄宮2丁目 5番45号 電話（098）854-2440

沖縄県知事免許（5）2898 号

宅地・建物・取引 店舗・アパート・斡旋管理

大盛不動産

電話（098）**889-6677** FAX（098）**889-6688**

携帯 **090-1942-8450**

沖縄県南風原町字津嘉山1498番地

2月6日から各字公民館および自治会集会所で申告受付が始まります。

◎申告期間は**3月15日**まで、終盤は混み合いますので早めの申告をお願いします。

日 程	区・自治会	受付時間	会 場
2月6日（月）	喜屋武	9:00～11:00	喜屋武集落センター
2月7日（火）	神里	9:00～11:00	神里構造改善センター
	山川	13:30～15:30	山川集落センター
2月8日（水）	津嘉山	9:00～11:30	津嘉山公民館
		13:00～16:00	
2月10日（金）	宮城	9:00～11:00	宮城構造改善センター
	新川・東新川	13:30～15:30	新川コミュニティーセンター
2月13日（月）	大名・北丘ハイツ	9:00～11:00	大名公民館
	照屋	13:30～15:30	照屋農村コミュニティーセンター
2月14日（火）	与那覇	9:00～11:00	与那覇コミュニティーセンター
2月15日（水）	宮平・慶原	9:00～11:30	※南風原町役場 町民ホール
		13:00～16:30	
2月16日（木）	本部・第一団地・第二団地	9:00～11:30	南風原町役場 町民ホール
	兼本ハイツ・宮平ハイツ	13:30～16:30	
2月17日（金）	兼城	9:00～11:30	南風原町役場 町民ホール
		13:30～16:30	
2月17日～3月15日 ※土日祝日除く	町内全域	9:00～11:30	南風原町役場 町民ホール
		13:30～16:30	

◎午前の受付人数は100人となります。午前の受付時間内に100人を超えた場合は、午後の受付となります。

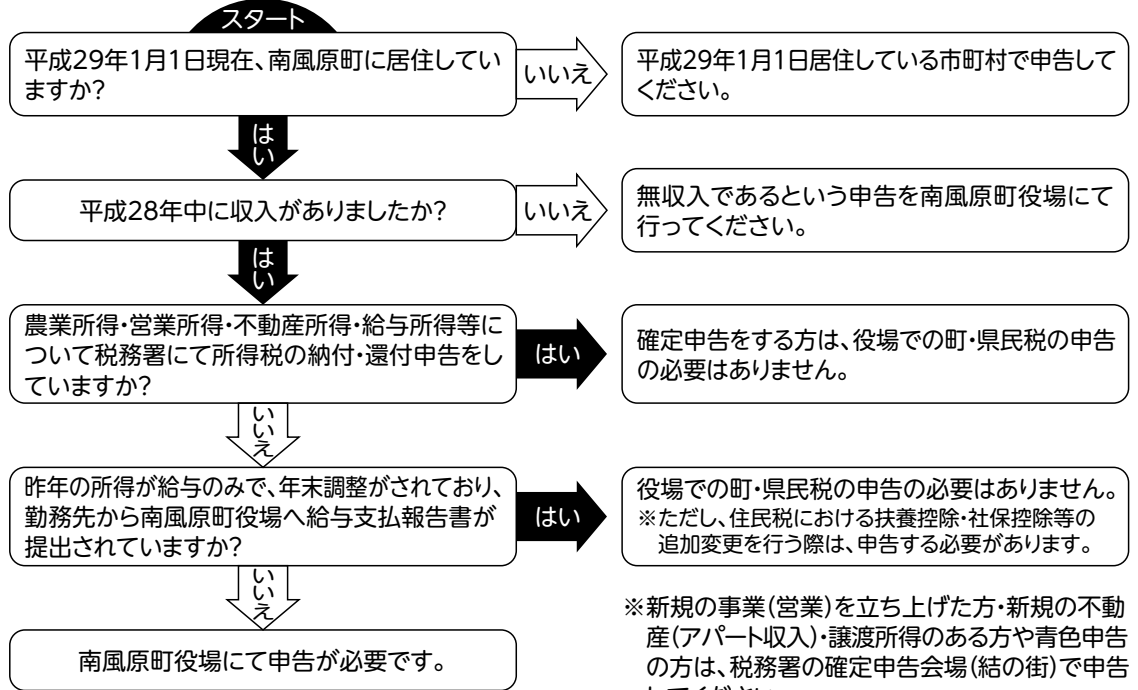
◎2月6日～2月14日の期間中、役場での受付は行っておりません。

※平成29年度の申告受付より、宮平・慶原地域の会場が**宮平公民館から役場町民ホールへ変更**になります。駐車場の確保が厳しく、パソコン設置台数も少ないため、待ち時間が長くなっておりましたので、会場を変更いたしました。お間違えの無いようにお越しく下さい。

申告受付停止期間 3月16日（木）～5月21日（日）

◆申告が必要かどうかチェックしましょう

- ※申告に必要な物…（イ）印鑑 （ロ）源泉徴収票もしくは給与収入証明書、収支明細書、その他帳簿類
（ハ）社会保険料や生命保険料支払証明書などの所得控除用証明書
（ニ）マイナンバー関係（P9へ）



【お問い合わせ】 税務課 ☎889-4413